

狂犬病を他の神経症状を有する疾患と鑑別することは容易ではなく、類似の症状を呈する疾病等を念頭に置いて調査を行う必要がある。仮性狂犬病、ジステンパー、伝染性肝炎、薬物中毒(ストリキニーネ、鉛、有機リン)、その他の中枢神経疾患など。

(2) ズーノーシス (Zoonosis)

ズーノーシスは、「自然な状況下で人と動物間で伝播する疾患あるいは感染症 (WHO、1958 年)」と定義されている。人に感染する病原体のおよそ 6 割がズーノーシスの病原体であり、人が感染した場合にその 7 割が人から人への伝播はなく、人は終末宿主 (dead-end host) である。また、その 97% が動物を自然宿主としており動物から人に病原体の伝播が起きる⁹。

動物の解剖を行う場合には、狂犬病ウイルス以外の他の病原体 (ウイルス、細菌、真菌、原虫、寄生虫) によるズーノーシスも想定しつつ、検体の取扱いに注意する。また、感染症が特定されていない臨床検体の取扱いに際しては、BSL2 に準ずる施設と装備で行う¹⁰。

3. 捕獲・回収時の注意点

(1) 通報受付時

該当動物を発見した一般市民や警察などからの通報が重要な情報源となる。特に死体の場合、第一報以前に動物が死んでいることから、発見の時間、天候、気温、場所など、狂犬病検査への供試適否 (死亡後 48 時間以内に脳を採取できるか) を判断するための情報を聴取しなければならない。

(2) 捕獲・回収地点到着時

動物の異常行動や近隣地域の状況などに関する情報は、生態学的、疫学的見地から重要であるため、動物の症状や発見時の状況等について発見者等から情報を収集する。必要に応じて、動物及び周辺環境の写真撮影などを行う。

⁹ ズーノーシスハンドブック-医療関係者・獣医療関係者のための診断・治療ガイド、メディカルサイエンス社、2009 年

¹⁰ バイオセーフティーの事典-病原微生物とハザード対策の実際、バイオメディカルサイエンス研究会、みみずく舎、2008 年

4. 輸送時の注意点（参考資料5）

（1） 三重包装

病原体拡散防止のため、動物死体をビニール袋などで三重に密閉する。包装は薄手のビニール袋などの使用は控え、動物の鋭利な部分（牙や爪）は新聞紙や紙タオルなどで覆う。動物の重量によっては、プラスチックボックスなど丈夫な容器を用いた梱包を推奨する。

（2） 液体漏出の防止

尿や血液などの体液漏出防止のため、予防的に吸水シート（オムツやペットシート等）で動物を覆う事を推奨する。

（3） 保冷・冷蔵

脳の自己融解防止のため、死んだ動物は速やかに回収し、保冷して輸送する。夏場は短時間で検体が劣化し、検査に供することができなくなる場合もある。冷凍保存は解剖、開頭が困難になるため推奨しない。

5. 解剖と検査

解剖と検査で使用した器具等のリストを「参考資料6」に示した。なお、狂犬病の実験室内検査の詳細については、狂犬病検査マニュアル（第2版）¹¹を参照されたい。

A. 解剖（参考資料7、8、9）

（1） 準備

ア. 施設基準

BSL 2の基準を満たしたあるいは準じた施設内（換気の良い外部と十分に隔離されたBSL 2相当の部屋）で行う。

イ. 個人防具

従事者は防護服、長靴、防護面、キャップ、マスク、手袋（ゴム製）を装着する。

¹¹ 国立感染症研究所病原体検出マニュアル
(http://www.nih.go.jp/niid/images/lab-manual/rabies_%2020120608.pdf)

ウ. 使用器具

動物の被毛、皮、筋肉、頭蓋骨の切開に刃物類（ノコギリ、剥皮刀、メスなど）を使用して解剖を行うため安全に注意して作業を行う（参考資料7、8）。

エ. 消毒

基本的に、狂犬病ウイルスに汚染された可能性のある衣服や用具の表面の殺ウイルスには、一般的な消毒剤が使用可能である。狂犬病動物がいた部屋の床等の表面の消毒化には、1%の温湯石けん水や洗剤液、若しくは第4級アンモニア塩が有効である。大切なことは、消毒用溶液を噴霧する前に、表面の有機物を取り除いておくことである。衣類はオートクレーブで殺ウイルスが可能であるが、所有者がいとわなければ焼却する。

(2) 手順

ア. 外部観察

- 外部寄生体（ダニ、ノミなど）

動物の体表に生息する外部寄生体が多数認められた場合、その状態を記録（写真撮影等）し、除去する。

- 外傷、栄養状態

該当個体が受けたストレス、健康状態の指標として重要であるため、その状態を記録する。

- その他

動物種、品種、毛色、性別、年齢（推定）、体長、体重、死体の保存状態、その他特徴を記録する。

イ. 脳出し

- 動物の保定

動物の口と頭部を固定する。

- 剥皮

頭頂部から後頸部を剥皮する。

- 筋肉の除去
頭骸骨を切開しやすいよう除去する。
- 頭骸骨の切開
ノコギリなどを使用する。
- 脳の取り出し
スパーテル等を用いて大脳から延髄までを取り出す。動物が狂犬病であった場合、多量のウイルスが存在することが考えられるため、その検体等の取扱いに際しては、組織等の飛散に十分注意を払い、感染組織（中枢神経系組織、体液、特に唾液）と皮膚及び粘膜との直接的な接触を避ける。
- 採材
脳は延髄、橋、小脳、視床、海馬（左・右）を採材し、それぞれを別の容器に入れる。なお、脳はすぐに検査を実施しない場合、冷凍保存（-80℃ 推奨、-30～40℃は一時的な保存に適する）で保管する。

（3） 片付け（参考資料7、9）

ア. 動物の処理

万が一の陽性確認に備え、脳摘出後の頭部等の廃棄物は、汚染拡大等の防止のために、撥水性シート・吸水性シートごと専用の袋（二重に）に入れ、ウイルスの不活化処置を行うとともに、袋の口を縛った上で、炉室側扉から搬出し、保管すべき特段の理由がない限り、速やかに焼却する。

イ. 解剖道具の滅菌、消毒

使用した後は、消毒薬に浸漬消毒し、洗浄後、器具の材質に応じて適切な方法で滅菌する。なお、使用済み注射針等は、解剖室内の医療用廃棄物ボックスに廃棄する。

ウ. 剖検場所の消毒、清掃

血液、体液等の汚染が認められた部分を消毒薬で清拭した後、必要に応じ洗浄水を飛散させることなく洗浄する。その際には解剖台側面のスイッチ部分には水がかからないように十分注意する。

(4) 解剖手技の研修用 DVD

ア. 狂犬病検査に必要な解剖の方法

安全で簡便な脳の取り出し方の 1 例（平成 18 年度厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症研究事業「動物由来感染症のサーベイランス手法の開発に関する研究」、狂犬病のサーベイランス及び診断に関するワーキンググループ）。

イ. 狂犬病検査に必要な解剖の方法

安全で簡便な脳の取り出し方の 1 例、Ver. 2（平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業「動物由来感染症のサーベイランス手法の開発に関する研究」、狂犬病のサーベイランス及び診断に関するワーキンググループ）。

(5) 解剖手技の研修用教材

疑似狂犬病犬 解剖手技・骨切断モデルセット（平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業「動物由来感染症の生態学的アプローチによるリスク評価等に関する研究」、狂犬病のサーベイランス及び診断に関するワーキンググループ）（参考資料 10）。

B. 検査

狂犬病の実験室内検査の詳細については、狂犬病検査マニュアル（第 2 版）¹²を参照されたい。

(1) 自治体で実施する検査法

ア. 直接蛍光抗体法によるウイルス抗原検索（参考資料 11）

中枢神経組織（延髄、橋、視床、小脳、海馬）

イ. RT-PCR 法によるウイルス遺伝子の検出

中枢神経組織

¹² 国立感染症研究所の病原体検出マニュアル
(http://www.nih.go.jp/niid/images/lab-manual/rabies_%2020120608.pdf)

※ なお、陽性及び疑陽性が確認された場合には、国立感染症研究所において確定診断とウイルス分離を行う。

(2) 狂犬病ウイルス検査に関する一般的な注意事項

- ア. 「検査担当者」及び「材料に直接接する機会を有している者」は、狂犬病ワクチン接種を受け、狂犬病ウイルス感染に対する予防を行う。検査作業中の事故等により狂犬病ウイルスの暴露を受けたと考えられる場合には、医師の指示に従い、速やかにPEPを受ける。
- イ. 狂犬病が強く疑われていたが、検査結果が陰性の場合や検査成績が不明瞭で疑問のある場合には、国立感染症研究所への助言を求める。その上で、必要に応じて追検査や異なる検査を実施し判定を行う。

(3) 検査担当者に必要なこと

- ア. 狂犬病ワクチンの事前接種
- イ. 病原微生物の取り扱いに関する十分な経験とバイオセーフティーの理解
- ウ. 検査器具等の正しい使用法を習得

(4) 検査を安全に行うために必要な準備等

- ア. 換気のよい外部と十分に隔離されたBSL 2 相当の部屋
- イ. バイオセーフティーキャビネット (クラスII)
バイオセーフティーキャビネット内にはベンチコートを敷いて感染性溶液の飛散等を防ぐ。
- ウ. オートクレーブの設置
汚染器具のウイルス不活化を行う。
- エ. 消毒剤

ウイルスは石けん液、エーテル、クロロホルム、アセトン、70%エチルアルコール、5～7%ヨード剤、第4級アンモニウム化合物で不活化される。

オ. 専用着衣

手袋（二重に使用）、着衣、マスク、帽子、ゴーグル、履き物等を使用する。

(5) 検査施設に必要な準備事項

ア. 緊急時のPEPを可能にしておく

イ. 連絡網

ウ. ワクチン接種を行う医療機関を確保しておく

V. 記録と報告

1. 概論

検査で陰性と判断された場合でも、それらデータの集積は狂犬病清浄国であることを示すための重要なデータとなる。このため各動物の生態学的、疫学的データ、解剖所見、検査結果をまとめる必要がある。

これらの情報を混同しないよう、個体ごとに同一の記録用紙に記入する。各作業について、必ず実施者名を記入する。検査結果は年1回厚生労働省へ報告する。厚生労働省は報告されたデータの集積と分析を行い、自治体に結果を還元する(第VI章参照)。

2. 記録について

様式A(イヌ・ネコ用)または様式B(イヌ・ネコ以外の動物用)を使用する。動物1個体ごとに記録用紙1枚を利用し、可能な範囲で記入する。

様式Aは、『狂犬病対応ガイドライン2013』様式1に解剖時記録、検査時記録を追加したものである。

ここでは、様式Bについて解説する。各項目において該当選択肢が無い場合、「その他」に○をし、その後の余白部分に追加記入する。余白部分に記入事項が入らない場合、備考欄に記入する。

(1) 捕獲・回収時記録

ア. 通報日時

捕獲・回収依頼の第一報の時間を記入する。

イ. 捕獲・回収日時

担当者が現地で動物個体を捕獲・回収した時間を記入する。

ウ. 捕獲・回収者の所属と氏名

必ず記入すること。

エ. 捕獲・回収理由

該当部分に○をする。

オ. 捕獲・回収地点

地名、可能であれば緯度経度情報、総務省（旧総務庁）が定めた「統計に用いる標準地域メッシュ及び標準地域メッシュコード」のメッシュ番号（3次メッシュが望ましい）¹³を記載する。また周辺環境を記録する。路上で発見された死体については道路名を記入する。地図を携帯している場合、地図上に印をつけるのも良い。

カ. 動物種

判別可能な場合は記入する。

キ. 動物の状態

死体の場合、比較的状态が良いものを「きれい」とする。頭部と外傷以外に異常が認められた場合は「その他所見」に記入する。

ケ. 写真データ

撮影機器を所持している場合、動物や捕獲回収地の周辺環境、異常所見などを撮影し、動物と記録用紙（様式A又はB）とともに写真データを解剖担当者に渡す。

(2) 解剖時記録

ア. 解剖前の動物の状況

死体として回収された動物のうち、死因が不明なものは「不明」とする。

イ. 動物死亡日

安楽殺実施日、死亡した日を記入する。死体として回収された個体については捕獲・回収の欄の第一報の時間以前とする。

ウ. 解剖日時

脳出し作業実施日を記入する。動物死亡日とともに検査材料の供試適否の指標となる。

エ. 解剖理由

いずれかに○をする。

¹³ <http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html> 等

オ. 解剖場所と責任者名

実施施設の名称及び解剖術者を記入する。

カ. 動物種、毛色、性、年齢

捕獲・回収時の判別が適当か確認する。不明の場合、正面、側面を撮影することを推奨する。個体の特徴は目撃情報、行動範囲、疫学調査に有用な情報となる。

キ. 体長及び体重

測定値を記入する。これらは動物種、性及び年齢が推定に有用な情報となる。

ク. 所見

解剖に関わった獣医師が記載する。外観と脳の観察で認められた異常所見を記入する。

ケ. 死因

所見で記入したうち、死因と考えられるものを記入する。診断困難な場合は「不明」とする。

コ. 写真データ

撮影機器で撮影した異常部位などを記録する。

サ. 採材部位

脳（大脳、延髄、橋、小脳、視床、海馬（左・右））は必ず採取する。なお、万一の狂犬病ウイルス飛散防止の観点から、狂犬病検査のための解剖は頭部だけとし、それ以外の臓器等の採材は狂犬病を否定した後に実施すること。脳以外を採材した場合、余白部分に記録する。

シ. 脳の状態

脳出し時の状態を記入する。自己融解が極度に進んでいる場合、検査は実施しない。

(3) 検査時記録

ア. 検査日

検査を実施した年月日を記入する。

イ. 実施者

検査を実施した者の氏名を記入する。

ウ. 検査手法

実施した手法に○をする。

エ. 検査結果

3 報告について

(1) 自治体の対応

ア. 検体ごとに様式A又はBを作成し、様式Cにデータ入力する。

イ. 検査結果に応じて、所定の手続きをする。

● 陽性の場合

直ちに厚生労働省健康局結核感染症課への一報を入れるとともに、国立感染症研究所獣医科学部宛てに確定診断を行うための検体を送付する。確定診断の結果が得られるまでの間も、感染源動物の特定、狂犬病動物と接触した人・動物の調査、接触者への対応等を並行して進めること。

● 陰性の場合

関係者などに検査結果を連絡する。

ウ. 1年分(4月分～3月分)の様式A及びBの検査データを様式Cのデータ報告用ファイル(Excelファイルのプルダウンメニュー式)にまとめ、年度末まで、電子メールにて厚生労働省健康局結核感染症課に提出する。

(2) 厚生労働省健康局結核感染症課の対応

- ア. 各自治体が提出した様式Cを取りまとめ、データベース化する。
- イ. 重要項目（検体 ID、自治体名、捕獲・回収日、場所、動物種、解剖理由、所見、検査手法、検査結果）を狂犬病予防業務担当者会議において共有する。
- ウ. 環境省及び農林水産省等の関係機関との情報共有を図る。

4 記録の保管について

様式A、Bは紙媒体として各自治体にて保管する。様式Cは電子ファイルとして各自治体と厚生労働省健康局結核感染症課が共に保管する。

5 資料（参考資料12）

- ア. 様式A
- イ. 様式B
- ウ. 様式C

VI. 報告データの活用

本ガイドラインに基づき実施された全国的な狂犬病調査の結果がデータベース化されることにより、各自治体が行っている動物の狂犬病調査に関する情報の共有化や国内で狂犬病が発生していないことの積極的な証明が可能となる。

また、これまで、野生動物について全国的な統一されたデータベースの構築はなされていないが、本ガイドラインに基づくデータベースには、日本国内における傷病野生動物の確認状況や対象となる野生動物の生態学的情報が集積されることが期待される。これら情報は、野生動物における動物由来感染症の発生探知等の基礎データにも活用できる。

このため、本データベースを狂犬病対策に役立てていくとともに、他の動物由来感染症対策等における活用を期待し、自治体や関係機関の間で、これらのデータの一部を定期的に共有する体制を検討していく必要がある。

具体的な活用方法としては、以下のようなものが考えられる。

- 全国自治体における検査実施数及び狂犬病やその類似疾患数を把握することができる。
- 陰性結果の積み重ねにより、日本の狂犬病清浄性を積極的に証明するデータとなる。
- 脳の採材に関する知見が得られ、その情報を共有することにより効率的な検査手法が確立される。
- 狂犬病をはじめとする動物由来感染症の発生を探知するための基礎データ（野生動物の生息数・密度・場所等）となる。

Ⅶ. より円滑な調査に向けて

狂犬病調査の手法は第Ⅱ章～第Ⅵ章に述べたとおりであるが、更に、調査を円滑に進めるための要点を以下に示す。

1. 全般

(1) 都道府県等における狂犬病対応マニュアルの整備・見直し

狂犬病の検査において陽性結果が得られた場合には、直ちに厚生労働省健康局結核感染症課へ一報を入れるとともに、国立感染症研究所において確定診断できるよう、検体を送付すること。確定診断の結果が得られるまでの間も、感染源動物の特定、狂犬病動物と接触した人・動物の調査、接触者への対応等を並行して進めること。

以上の内容は、『狂犬病対応ガイドライン 2001』及び『狂犬病対応ガイドライン 2013』に詳しく記載されている。各自治体においては、これらのガイドラインを参考に、各々の狂犬病発生時対応マニュアルの見直し若しくは策定を行い、さらに、机上訓練を実施するなどして、狂犬病発生時には迅速に対応できるよう、日頃から準備しておくことが望ましい。

(2) 関係各所との連携体制の見直し・構築

ア. 狂犬病予防業務担当者間の情報共有

都道府県と市町村担当者等、関係者間の情報共有が大切である。そのため、定期的な連絡会議の開催等を通じて、担当者間での問題意識の共有を行うことが望ましい。

イ. 地方獣医師会、環境部局等との連携

調査の実施の際、また狂犬病が発生した際には、地方獣医師会等との連携・協力は必須である。長年、日本には狂犬病が発生しておらず、狂犬病に対する危機意識が薄らいできている状況の中で、臨床獣医師により、狂犬病疑い動物が的確に探知されるよう、臨床獣医師に対する啓発に努める必要がある。都道府県等は、日頃から地方獣医師会等と密な情報共有を行うとともに、より積極的な働きかけを行うことが望ましい。

また、野生動物に関連する情報（動物の生息状況、傷病野生動物の収容状況等）や検体提供に関する情報は、狂犬病担当部局だけで収集することは現実的に困難である。環境部局や農林畜産部局との円滑な連携に向け、日頃から問題意識等を共有し、お互いにコミュニケーションをとることが大切である。

ウ. 厚生労働省主催の担当者会議への積極的な参加と情報の共有

都道府県等の担当者は、定期的開催されている厚生労働省（結核感染症課）主催の担当者会議に積極的に参加することにより、最新の知見、他自治体における狂犬病予防に係る取組状況に関する情報等を入手し、関係各所と共有することで、狂犬病対策の一層の推進につなげていきたい。

エ. 近隣自治体との連携体制の構築

狂犬病発生時、状況によっては県境を越えた連携が必要となる場合も想定される。日頃から、近隣自治体との交流が必要であるとともに、発生時の対策について情報を共有することも大切であるとする。また、自施設における狂犬病検査等が対応しきれない自治体（特に、政令市、中核市等）については、ブロック単位やグループでの対応について模索することも有益である。

(3) 都道府県等における研修の実施の検討

検査担当者の異動等もあることから、検査水準の維持や最新の知見等の共有を目的として、定期的な研修（1年に1回程度）を行うことが望ましい。

(4) 地域住民等への狂犬病予防に関する一層の啓発

狂犬病予防法に基づく飼い主の義務（犬の登録、予防注射、鑑札等の装着）は狂犬病予防対策の根幹をなしている。特に、犬の登録情報は、万が一、狂犬病が発生した際に、対応策を講じる上で必要不可欠な基礎情報である。日頃から、市町村、地方獣医師会等の協力のもと、より一層、狂犬病予防啓発に取り組む必要がある。

2. 犬

都道府県等が狂犬病の調査を実施するにあたり、基礎情報の収集は非常に重要である。例えば、以下の情報は、常時入手できるよう、日頃から関係者との情報共有、連絡体制の見直し等を行うこと。

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施に関する情報

市町村が所有する、狂犬病予防法に基づく犬の登録や予防注射の実施状況等の犬の飼育状況に関する情報（犬の所在地、実施頭数等）を収集する。適時、情報を収集できるよう、市町村担当者と密に連絡をとるよう心がけることが大切である。

(2) 野犬、放浪犬の生息状況や不法上陸犬等に関する情報

市町村、一般住民、公園管理者等から、野犬等の生息状況や、地域によっては不法上陸犬の確認状況に関する情報を収集する。その他、不適切な犬の飼育に係る通報も有用な情報の一つであると考えられる。

3. 野生動物

(1) 野生動物の生息状況等に関する基礎情報の収集の重要性

狂犬病の調査では、犬以外の動物（食肉目動物）の情報を入手することも大切である。例えば、以下の情報は、野生動物の動向を探るために有用であると考えられる。

ア. 野生動物による人の咬傷事故の発生状況に関する情報

野生動物は、本来、人との間にある一定の距離をとる動物である。人への咬傷事故は、狂犬病の感染リスクがあることを示唆する異常行動と捉えることができる。

イ. 市町村、地域住民、地域ボランティア、大学研究機関等からの情報の提供

野生動物の生息状況等については、環境部局が保有する情報以外にも、市町村や大学研究機関等が保有する情報もあると考えられる。また、地域住民からの野生動物に関する通報も情報の1つとなりうる。

ウ. 傷病野生動物の收容状況に関する情報収集

狂犬病に罹患した動物は、衰弱等で救護される可能性が高いと考えられる。都道府県等によって、野生動物の救護体制が異なるものの、野生動物救護センター等の野生動物救護関連施設が設置されている自治体もある。

野生動物救護関連施設は、動物の收容状況に関する情報（收容動物の種類、收容状況、転帰等の記録）を保有・管理している場合がある。これらの情報は、野生動物の動向を調査するのに有用であり、積極的に情報収集を行うことが望ましい。

エ. 死亡個体の回収状況

狂犬病に罹患した動物は、異常行動等により事故に遭遇する機会が増える可能性が高いと考えられている。各自治体によって、動物死体の回収体制は異なるものの、主に、道路管理者や委託清掃業者が行っている自治体が多い。死亡個体の回収に関する情報の提供には関係部局との調整が必要となる。

オ. 狩猟動物等に関する情報

狩猟動物等（狩猟、有害鳥獣、並びに特定外来生物の防除の事由により捕獲された動物）のほとんどは、健全個体であるため狂犬病の摘発には非効率であるが、捕獲数が多いため検体の確保は容易である。なお、猟友会や捕獲者の協力が必要不可欠である。

（２）野生動物の検体入手

野生動物を取り扱う際に関係する法令は、主に鳥獣保護法及び外来生物法の二つである。都道府県により、所管部局が異なるため、関係各所との調整の際には注意が必要である。以下に、鳥獣保護法と外来生物法の要点をまとめたので、参考としていただきたい。

(表) 鳥獣保護法と外来生物法

法律名	要点
鳥獣保護法（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国内に生息する全ての野生ほ乳類が対象 ■ 原則、対象種を許可無く捕獲できない ■ 対象種は、本法の狩猟鳥獣に指定 ■ 狩猟期間は都道府県で設定されており、狩猟登録者は可猟区で捕獲が可能 ■ アライグマ及びマングースの捕獲許可は、外来生物法の防除実施計画を策定した場合のみ不要 ■ 死体回収には許可が不要 ■ 救護個体の収容にも捕獲許可が必要 ■ 農作物等の被害防止のための有害捕獲による捕獲許可は、都道府県及び対象によって、許可権限が市町村に移譲されていることが多い
外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）	<ul style="list-style-type: none"> ■ アライグマ及びマングースが特定外来生物として指定 ■ 特定外来生物（生体）は、移動許可が必要 ■ 防除実施計画を策定した上で実施する捕獲は、鳥獣保護法の規制対象外 ■ 死体譲渡には許可が不要

4. 国の責務

厚生労働省は、世界保健機関（WHO）や世界獣疫事務局（OIE）等の関係機関からの情報収集を行うとともに、適時、担当部局への速やかな情報提供や担当者会議の開催、厚生労働省ウェブサイト、メールマガジン等による国民への細やかな情報発信に努めること。また、自治体が本調査を円滑に実施できるよう、環境省等の関係省庁や獣医師会等の関係団体との間で情報共有や連携に努めること。

参考資料のリスト

1. 事務連絡（平成 25 年 10 月 18 日）：平成 25 年度厚生労働科学研究特別研究事業「我が国における動物の狂犬病モニタリング調査手法に係る緊急研究（仮題）」への参加について（ご案内）。
2. アキテーヌにおける狂犬病移入症例：2005 年 8 月～2005 年 3 月のリスク接触の検討および管理（抜粋）、Eurosurveillance 第 10 巻 11 号 2005 年 11 月 1 日。
3. 速報：モロッコよりフランスに不法移入された狂犬病犬の特定（抜粋）、Eurosurveillance 第 13 巻 1-3 月号 2008 年。
4. 国内に生息する野生食肉目動物の生息状況とその標本の収集方法について（日本獣医生命科学大学 野生動物学教室、羽山 伸一・加藤卓也）。
5. 動物検体の搬送と梱包方法（動物の狂犬病モニタリング調査手法に係る緊急研究班）。
6. 研究班の班会議（平成 25 年 12 月 17・18 日）で行った解剖・検査実習で使用した器具・試薬等のリスト。
7. 頭部の解剖と脳の採材（動物の狂犬病モニタリング調査手法に係る緊急研究班）。
8. 佐藤式・頭部保定台＜Rabbie II＞（狂犬病臨床研究会）。
9. 東京都：動物愛護相談センター城南島出張所、解剖時の感染防止マニュアル（平成 20 年 6 月 13 日）。
10. 疑似狂犬病犬 解剖手技・骨切断モデルセット（平成 21 年度厚生労働科学研究費補助金 新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業「動物由来感染症の生態学的アプローチによるリスク評価等に関する研究」、狂犬病のサーベイランス及び診断に関するワーキンググループ）。
11. 狂犬病抗原検出のための直接蛍光抗体法（操作手順概略）（動物の狂犬病モニタリング調査手法に係る緊急研究班）。
12. 動物の狂犬病検査に使用する記録と報告の様式（A、B）。
・様式 C は、別途電子ファイルで配布予定。

※英文資料の翻訳は Media 総合研究所による。